

平成23年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事録

- 1 開催日時 平成23年6月13日(月)午後1時10分
- 2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室
- 3 組織委員数 15人
- 4 委員の出欠

学識経験者

大村重成(福岡県精神科病院協会理事)(出),川本隆(福岡家事調停協会長)(出),坂本雅子(福岡市子ども総合相談センター「えがお館」名誉館長)(欠),設楽清知(NHK福岡放送局放送部長)(欠),白石幸一(福岡県警察本部生活安全部長)(出),中嶋安雄(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部長)(出),西村重則(福岡矯正管区第三部長)(出),松崎佳子(九州大学大学院人間環境学研究院教授)(出),森川友子(九州産業大学国際文化学部准教授)(出)

弁護士

石田光史(出),松原妙子(出)

検察官

中尾英明(出)

裁判官

榎下義康(委員長)(出),林田宗一(出),今泉愛(出)

- 5 説明担当者

日野靖史(事務局長),林賢一(首席家庭裁判所調査官),深町眞弓(家事首席書記官),津田利信(少年首席書記官),入濱広澄(少年次席書記官),高木美佐緒(主任家庭裁判所調査官),板山英資(主任書記官),玉田優子(家庭裁判所調査官)

- 6 テーマ

少年事件における被害者への対応について

## 7 議事の経過及び結果（概要）

### (1) 開会，委員長あいさつ

### (2) 新任委員の紹介及び各委員あいさつ

### (3) 前回の家裁委員会における要望に対する回答

前回の家裁委員会において出されていた，子を巡る家事調停事件についての，子の年齢，親の年齢ごとに分析した統計数値を示してほしいという要望に対し，委員長が，子や親の年齢は集計していないため統計数値を示すことはできない旨回答した。

### (4) 少年事件について

はじめに，裁判所書記官がこれまでの少年法の改正状況，少年審判手続の流れ及び統計からみた少年事件の状況を説明した後，質疑応答を行った。

委員：福岡家庭裁判所管内において昨年1年間で裁定合議事件が1件あったということであるが，それは否認事件であったのか。また，そうであったとした場合，検察官の関与はあったのか。

裁判所：検察官の関与はなかった。当該事件は，付添人から責任能力の有無についての意見が提出されたので，3人の裁判官による合議事件として処理したという事案である。

委員：原則逆送制度（犯行時16歳以上であり，かつ，故意の犯罪により被害者を死亡させた場合に原則として検察官に送致する旨の規定）が適用された件数（全国または福岡家庭裁判所管内）及び14歳未満の少年が少年院に送致された件数を示していただきたい。

裁判所：本日は両件とも統計数値を把握していないため，次回の委員会までの課題としたい。

委員：福岡家庭裁判所管内では遺失物等横領保護事件の割合が高いということであるが，具体的にはどのような事案が多いのか。

裁判所：自転車や原動機付自転車などの乗り物の窃盗が多いという印象である。

委員：裁判所から，福岡県は毒物及び劇物取締法違反（シンナー）事件の少年

保護事件に占める割合が他県に比べて高いという話があったが、その点を補足すると、平成22年は58人の少年がシンナーの乱用により検挙補導されている。平成15年の814人をピークに減少してきており、平成22年も平成21年に比べ57人減少しているものの、それでも11年連続で全国ワースト第1位である。これは、福岡県警察少年課のホームページに過去10年分の統計データとして公表されているものである。

質疑応答後、横浜家裁が作成した模擬の少年審判を録画したDVDを視聴し、審判廷の見学を行った。

#### (5) 被害者配慮制度について

はじめに、裁判所書記官が少年法改正による被害者配慮制度の創設・改正状況並びに各制度の具体的概要及び運用状況を説明した後、質疑応答を行った。

委員長：被害者配慮制度に関する制度説明については、被害者に対してどのように行っているのか。

裁判所：最高裁判所作成のリーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」を送付し、審判傍聴対象事件については、併せて、「少年犯罪によって被害を受けた方へ～少年審判の傍聴について～」というリーフレットを送付している。また、問い合わせがあった場合は、裁判所書記官や家庭裁判所調査官が説明を行っている。

#### (6) 被害者調査について

はじめに、家庭裁判所調査官が少年保護事件における被害者調査の目的及び対象、調査方法、調査時の留意事項並びに被害者調査事例を説明した後、質疑応答を行った。

委員：被害者側が被害者調査の結果を少年側に知らせてほしくないと言っている場合、被害者側の回答内容は社会記録に掲載されるのか。

裁判所：家庭裁判所調査官が調査報告書を作成する際、被害者側の回答書も社会記録に編みこみされている。そのため、付添人の目に触れることになるので、付添人に対しては、回答内容を知らせてほしくないとし出る被害者もい

るということを弁護士との協議会等の場においてお伝えし、被害者へ配慮していただくようお願いをしている。

委員：被害を受けたことで気持ちが不安定になっている被害者がいる場合、その内容や状態によっては専門機関に取り次ぐようなことはあるのか。

裁判所：精神状態が不安定な被害者に対して、被害者をサポートする機関を紹介し、行っていただいたという事例がある。また、当庁には常勤の医務室技官がいるので、被害者から治療を受けたいとの申し出を受けた場合には医務室技官に相談した上で専門のクリニックを紹介することは可能である。

#### (7) まとめ

裁判所：本日の委員会の総括として質問や意見はないか。

委員：被害者の意見陳述は裁判所に対して行うものであると思われるところ、視聴したDVDでは被害者が少年に向かって意見陳述をしていた。裁判所としてはそのような手法は想定しているのか。

裁判所：当庁としては視聴したDVDで行われたような手法は想定していない。審判廷で意見陳述を行う場合は、少年から被害者の姿が見える場所で行うことのないように配慮している。また、少年の心情が不安定なときは少年を退席させた上でやっている。

委員：今回のテーマとは直接の関係はないが、福岡家庭裁判所における参与員の活用状況について伺いたい。

裁判所：参与員には家事審判事件及び人事訴訟事件に関与していただいている。

家事審判事件のうち、氏の変更、名の変更及び特別代理人選任の各事件については、ほぼ100パーセントの割合で参与員を活用している。成年後見事件の開始及び後見監督事件にも関与していただいております。福岡家庭裁判所本庁においては両事件合わせて1か月あたり約72名の参与員が関与している。

人事訴訟事件についても、平成22年7月1日から本日（平成23年6月13日）までの1年間において28件の事件に関与していただいている。

離婚事件の場合は参与員を男女1名ずつ指定しているため、56名の参与員が関与している。

平成22年については、福岡家庭裁判所本庁における人事訴訟事件の新受件数の1割程度の事件に参与員が関与しているが、人事訴訟事件では、主に、有責性の有無、破綻の有無、慰謝料の額及び子の親権者の指定等に関わっていただいている。

なお、1件の事件について参与員が法廷に立ち会った回数については、統計データはとっていない。

(8) 次回テーマ

家事審判法の改正について（仮題）

(9) 次回期日

平成23年12月8日（木）午後1時10分